

西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例案に関する意見
決定の件

西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、令和 4 年 11 月 21 日に別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 4 年 12 月 14 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例案に関する意見

西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例案については、異議
ありません。

令和4年11月21日

西宮市教育委員会

西宮市職員の定年等に関する条例

西宮市職員の定年等に関する条例（昭和58年西宮市条例第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、法第28条の7第1項に規定する場合において、同項各号に掲げる事由があると認めるときは、同項各号に規定する職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、法第28条の5第4項の規定により、異動期間（法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、この限りでない。

2 法第28条の7第1項第1号に規定する条例で定める事由は、職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずることとする。

3 法第28条の7第1項第2号に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（1） 職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

4 任命権者は、法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限が到来する場合において、同条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

5 任命権者は、法第28条の7第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は同条第2項の規定により期限を延長する場合は、当該職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、法第28条の7第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員について、同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限が到来する前に同条第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)第7条の6に規定する管理職手当、西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年西宮市条例第45号)第4条に規定する管理職手当又は西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年西宮市条例第22号)第5条に規定する管理職手当を支給される職員(いずれも医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号

に規定する標準職務遂行能力（以下「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等をもする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、法第28条の5第1項に規定する職員について、同項各号に掲げる事由があると認めるときは、同項各号に規定する職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

2 法第28条の5第1項第1号に規定する条例で定める事由は、職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずることとする。

3 法第28条の5第1項第2号に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

4 任命権者は、法第28条の5第2項に規定する職員について、同条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が

占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 5 任命権者は、法第28条の5第3項に規定する職員（以下この項において「特定職員」という。）について、当該特定職員が占める特定管理監督職群（同項に規定する特定管理監督職群をいう。以下同じ。）に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該特定職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該特定職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている特定職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該特定職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 6 任命権者は、法第28条の5第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について同条第3項に規定する事由があると認めるとき（同条第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は同条第3項若しくは第4項の規定により異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について同条第3項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- 7 任命権者は、法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
- 8 任命権者は、法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長に係る事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第9条 任命権者は、法第22条の4第1項に規定する条例年齢以上退職者（以下「条例年齢以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、同項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（同項ただし書に規定する定年退職日相当日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 法第22条の4第1項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（定年等に関する経過措置）

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「法第28条の5第4項」とあるのは「法第28条の5第3項」と、「（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した」とあるのは「を延長した」と、「管理監督職（法第28条の2第1項）」とあるのは「管理監督職（同項）」とする。

3 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、第8条第1項の規定の適用については、同項中「1年を超えない期間内」とあるのは、「1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日

までの期間内。第4項及び第5項において同じ。）」とする。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(定年前再任用短時間勤務職員等に関する経過措置)

第4条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに条例年齢以上退職者となった者(基準日前から法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、法第22条の4の規定により採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

2 任命権者は、基準日(この条例の施行の日(以下「施行日」という。))、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年が基準日の前日における定年(基準日が施行日である場合は、施行日の前日におけるこの条例による改正前の西宮市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日に

における当該職に係る定年（基準日が施行日である場合は、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第5条 任命権者は、令和3年改正法附則第4条第1項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和3年改正法附則第4条第1項に規定する条例で定める年齢（同項に規定する特定年齢に係る部分に限る。）は、年齢65年とする。

3 令和3年改正法附則第4条第1項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職とする。

4 令和3年改正法附則第4条第1項に規定する条例で定める年齢（第2項に規定する条例で定める年齢を除く。）は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に準じた当該職に係る年齢とする。

5 令和14年3月31日までの間、任命権者は、令和3年改正法附則第4条第2項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

6 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項の任期又は同条第3項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、同条第1項若しくは第2項の規定により採用する者又は同条第3項の規定により任期を更新する者の同条第1項に規定する特定年齢到達年度の末日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）以前でなければならない。

7 暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）をされた職員（以下「暫定再任用職員」という。）の令和3年改正法附則第4条第3項（令和3年改正法附則第6条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

8 任命権者は、暫定再任用職員の令和3年改正法附則第4条第3項の規定による任期の更新をする場合は、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第6条 任命権者は、令和3年改正法附則第6条第1項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和3年改正法附則第6条第1項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項に規定する条例で定める年齢は、前項に規定する短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、令和3年改正法附則第6条第2項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の任期又は同条第3項の規定において準用する令和3年改正法附則第4条第3項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する者又は同条第3項の規定において準用する令和3年改正法附則第4条第3項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職とする。

2 令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

3 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職とする。

4 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要す

る職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年が基準日の前日における定年を超える職とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

6 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年に達している者とする。

7 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める職員は、第5項に規定する職が基準日の前日に設置されたものとした場合において、同日における当該職に係る定年に達している職員とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

第8条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、同日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとし、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。